

中野市立小中学校外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

中野市立小中学校外国語指導助手派遣業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、中野市（以下「市」という。）における外国語（英語）教育と国際理解教育のさらなる充実を図るため、公募型プロポーザル方式により、高い専門的知識、豊富な業務実績等を有する優れた事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

中野市立小中学校外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

別紙「中野市立小中学校外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

(3) スケジュール

公告（仕様書等配布）	令和4年11月28日
質問書の受付期間	令和4年11月28日 から 令和4年12月6日 午後5時まで
質問書の回答期限	令和4年12月9日
参加表明書の受付期間	令和4年11月28日 から 令和4年12月15日 午後5時まで
資格確認結果・企画提案書提出要請通知	令和4年12月19日
企画提案書の受付期間	令和4年12月20日 から 令和5年1月13日 午後5時まで
企画提案書に係るヒアリング	令和5年1月23日
選定結果の通知	令和5年1月下旬

(4) 業務期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3か年）

(5) 事業規模

本プロポーザルの上限提案額は、76,752,000円（税込み）とする。

年度ごとの上限額は下記の表のとおりとする。

年度区分	上限額（税込み）
令和5年度	25,584,000円
令和6年度	25,584,000円
令和7年度	25,584,000円

なお、この額を超えて提案してはならない。

また、この金額は、本業務の規模を示すためのものであり、上記に示す上限額での契約を確約するものではない。

3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する日において、次の要件を全て満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度中野市物品等競争入札参加資格者名簿の【その他の業務】の「601Z - 労働者派遣 - その他」に登録がある者であること。
- (3) 中野市における製造の請負、物品の買入れその他の契約に関する規則（平成17年中野市規則第43号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条第2号及び第3号に該当しない者であること。
- (6) 納税すべき国税及び地方税に滞納がない者
- (7) 令和2年度以降、国又は地方公共団体から発注された小学校又は中学校に対する外国語指導助手派遣業務を受託した実績を有する者であること。
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

4 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式1）…1部

イ 履歴事項全部証明書…1部

※3か月以内に発行されたもの

ウ 納税証明書（写し可）…各1部

※納税すべき国税及び地方税の納税証明書であり、3か月以内に発行されたもの

エ 事業者概要調書（様式2）…1部

※会社案内がある場合は添付すること

オ 業務実績調書（様式3）…1部

※令和2年度以降に国又は地方公共団体から発注された小学校又は中学校に対する外国語指導助手派遣業務を受託した実績を記入すること

※業務実績調書に記載した業務のうち長野県内の契約については、契約書（鑑）の写しを添付すること

(2) 提出期間

ア 期間 令和4年11月28日（月）から令和4年12月15日（木）まで

（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係

(4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

(5) 参加資格の確認及び企画提案書の提出要請

市は、参加表明書の提出があった者（以下「参加表明者」という。）について、提出された参加表明書に基づき参加資格の適格を確認し、適格者と認めた参加表明者（以下「参加適格者」という。）に参加資格の確認結果と企画提案書の提出要請をするものとし、その他の参加表明者（以下「参加不適格者」という。）には参加資格の確認結果を通知するものとする。

(6) 参加不適格者に対する理由の説明

参加不適格者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和4年11月28日（月）から令和4年12月6日（火）午後5時まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 提出方法

質問書（様式6）に質問内容を簡潔にまとめ記載し、提出先に記載している電子メールアドレス宛に、電子メールにより提出すること。

なお、提出後、市へ電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

中野市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係
電子メールアドレス kyoiku@city.nakano.nagano.jp
電話 0269-22-2111（内線418）

(2) 質問の内容

質問は本業務に係る条件や手続きに限るものとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(3) 質問への回答

ア 回答期限

令和4年12月9日（金）

イ 回答方法

回答期限までに、随時、市公式ホームページに掲載する。

なお、電話や口頭等による個別の対応はしない。

6 企画提案書の受付

参加適格者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式4）…1部

イ 企画提案書（任意様式）…正本：1部、副本：7部

ウ 提案価格見積書（様式5）…1部

※企画提案書とは別に封緘し、封筒に事業者名、事業名及び見積書在中と記載し提出すること

(2) 提出期間

ア 期間 令和4年12月20日（火）から令和5年1月13日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び令和4年12月29日から令和5年1月3日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係

(4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

(5) 企画提案書の記載項目

次の項目については必ず記載すること。

ア 会社概要、業務実施体制

イ 実績

ウ 外国語指導助手の採用体制

エ 外国語指導助手の研修体制

オ 外国語指導助手の管理体制

カ 教育委員会及び学校との連絡体制

キ 危機管理体制

ク 授業及び教職員への支援

ケ 法令順守体制

(6) 企画提案書の体裁

ア 用紙は、A4版両面印刷・縦型・横書・左綴じとし、文字ポイントは10.5ポイント以上とすること。

イ 企画提案書は概ね30ページ（表紙・目次を除く。）までとし、ページ番号は表紙を除き通し番号として各ページの下部中央に印字すること。

ウ 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用する時は、注釈を付すこと。

エ 使用言語は日本語とすること。

オ 企画提案書は正本1部を除き、副本7部には法人名、ロゴマーク等、参加適格者が特定

される表示を一切しないこと。

(7) 企画提案書に係るヒアリング

ア 期 日 令和5年1月23日（月）

イ 時 間 企画提案書提出者に別途通知する。

ウ 会 場 中野市役所（詳細は、別途通知する。）

エ 出席者数 1者につき3人以内とする。

オ ヒアリングに関する留意事項

- ① 提案説明の時間は20分以内とする。
- ② 提案説明の後、質疑応答を行うものとする。
- ③ 提案説明及び質疑応答は、会社名を伏せて行うこと。
- ④ 提案価格を公表しないこと。
- ⑤ 企画提案書と異なる説明及び追加資料の配布・投影は認めない。
- ⑥ 企画提案者は、市が所有する大型ディスプレイへの画面投影（HDMIケーブルも貸出対応）を行うこととし、その他必要な機材については、企画提案書提出者において用意すること。

7 最適候補者等の選定

(1) 審査委員会

最適候補者及び次点者を選定するため、中野市立小中学校外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

なお、審査の公正を期すため、審査委員名簿は審査結果に併せて公表するものとする。

(2) 評価点

中野市立小中学校外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル審査要領に基づき企画提案書、ヒアリングの内容及び提案価格から評価点を算定する。

(3) 最適候補者等の選定

審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。

(4) 審査結果の取扱い

ア 審査結果は、企画提案書提出者に通知するものとし、後日公表するものとする。

イ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

8 特記事項

(1) 仕様書に定めのない事項で、本事業に必要な事項については、本市と本事業受託者との間で協議し、その都度定める。

(2) 本事業受託者は、本業務の遂行に当たって、本市の個人情報保護に関する条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。

(3) 本件は、令和5年度の契約に係る準備行為であり、本業務に係る契約は市議会が予算が承認されることを条件とするものである。

- (4) 本業務に係る契約は、長期継続契約（3か年）であり、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、市は、契約を変更し、又は解除することができるものとする。

9 その他

(1) 失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とすることがある。

- ア 審査委員会委員、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- エ 提案価格見積書の記載金額が上限提案額を超えた場合
- オ 企画提案書のヒアリングに出席しない場合

(2) 参加の辞退

参加適格者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。
この場合、書面に理由等を記載し、市に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求めた場合、参加表明者は、対応するものとする。

(4) 本プロポーザル後の契約の予定

- ア 市は、最適候補者と随意契約により契約するものとする。
- イ 最適候補者は、本業務の入札に応じられなくなった場合又は契約の締結ができないことが明らかとなった場合、速やかに書面により届け出ること。
- ウ 市は、最適候補者が契約の締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由によって契約ができなくなった場合、最適候補者との交渉を取りやめ、次点者と交渉するものとする。

(5) 提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更

提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更は、原則として認めない。

(6) 企画提案の履行

本事業受託者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、企画提案書のうち、市が不要と認めるものは除くものとする。

(7) その他

- ア 参加表明書、企画提案書、ヒアリング等に要する一切の費用は、参加表明者の負担とすること。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書の取扱い
 - ① 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
 - ② 提出された書類の著作権は、第三者に帰属すべきものを除き、各提出者に帰属するものとする。

- ③ 提出された書類に第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。
- ④ 第三者の著作物の使用の責めは、使用した参加表明者に全て帰するものとする。
- ⑤ 提出された参加表明書及び企画提案書は公表しない。

10 問い合わせ先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係

電話：0269-22-2111（内線418）

ファクス：0269-22-5901

電子メールアドレス：kyoiku@city.nakano.nagano.jp